

事 務 連 絡
平成28年11月29日

(一社) 宮城県警備業協会
会 員 各 位

(一社) 宮城県警備業協会
会 長 千 葉 英 明



列車見張員の業務の警備業法上の区分について (ご連絡)

謹 啓

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの「列車見張員の業務」については、下記により1号業務に該当することは、すでにご承知のことと存じますが、最近、再確認の問い合わせがありましたので、会員皆様には改めてご連絡申し上げます。

謹 白

記

1. 列車見張員の業務について

列車見張員は、日本鉄道施設協会もしくは鉄道電業安全協会が主催する講習・試験を受け、その資格(民間)が与えられています。

その業務は、鉄道列車の接近を確認し現場の工事関係者に伝え、作業員の安全を確保するものですが、鉄道の線路は、鉄道事業法第8条第1項で「鉄道施設」と定められており、警備会社が鉄道(施工)会社から委託を受けて列車見張業務を行う場合は、「施設内での事故の警戒・防止活動」に該当し、警備業法の適用(1号業務)を受けます。

2号業務ではないかとの問い合わせがありますが、2号業務の場合、雑踏整理や道路工事現場周辺での人や車両の誘導を行うものであり、時間どおりに運行されている列車等は該当しません。

以上のことから、警備会社が委託を受けて行う列車見張員の業務は、1号業務に該当しますので、実施にともなう1号業務の届出、指導教育責任者の選任等の手続きに誤りのないようお願いいたします。

以上